

阿弥陀地区
介護予防・日常生活
支援事業20号

支え合いだより

令和4年7月発行
阿弥陀地区支え合いづくり協議会
事務局 高砂市社会福祉協議会地域福祉課
生活支援コーディネーター 嶋谷
電話 079-443-3725

「通いの場」づくり?。「通いの場」をどうする?。

「どこに集まる?」「誰が音頭とる?。」

と、言いながら日時が過ぎていましたが、途端にコロナが飛んで来て感染対策や・感染防止や集合するな。中止や?
一時休止!。何時?。解除か??。わからない?。と言っていましたが、

県の方からは、以下の文書が県下市町村に発送されていましたって、????。

高砂市は?、高砂市社会福祉協議会は??「我々は今だに何も聞いていません!!。が??」

こんなものですかね?。(6月24現在)

県の方から(下記「依頼文書」)が送付されている筈ですがネ~、

令和3年10月20日

各市町 介護保険主管課長 様へ

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「通いの場」の全面再開と介護予防のさらなる促進について(依頼)

平素は、本件の高齢者福祉策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
住民主権の「通いの場」については、令和3年9月30日付けのメールにて継続して一部
自粛をお願い致しております。

この度、令和3年10月21日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
「緊急事態宣言」の解除後の県独自措置も解除されることとなりました。一方でこれまで
の長期にわたる外出自粛にとり「コロナフレイル」が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、いわゆる「通いの場」の再開・介護予防のさらなる促進につき
特に徹底されるよう併せて支援をお願いいたします。以下の通りお願ひいたします。

1 感染防止に留意した積極的な「通いの場」の再開支援

すべての「通いの場」で活動について、感染予防対策を徹底の上、再開されるよう支援
をお願いいたします。なお、大声(合唱やカラオケ等)や飲食(会食、茶話会等)を伴う
活動の自粛も解除いたしますが、感染予防対策が特に徹底されるよう併せて支援をお願い
いたします。

2 介護予防の取り組みのさらなる促進

コロナ禍でのか状な外出自粛により、とくに「独居かつ社会参加の機会がない」高齢者
において、フレイルが高くなるとされています。「コロナフレイル」のリスクが注目されて
いるこの機会に、これまでより一層、住民の介護予防の取り組みの参加が進むよう、介護予
防の必要性について住民へ啓発いただきますようお願いいたします。」

別紙、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より

都道府県(市区町村) 介護保険担当主管部(局) 御中へ

「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取り組みを

実施するための留意事項について」

の文書ありで。「皆さん用心して前に進みましょうか」と指示?・案内は????。

えつ？。連絡や・通知や云う前に、**自分の体を気遣いましょうや？。**

そこで～。

高齢になると運動機能が落ち、運動機能が低下すると自立した生活が難しくなる？。

そこで、多くの老人ホーム等ではリハビリを行っています。ある書に以下の文書が・・・

リハビリは「リハビリをやってもらう」という意識を持つのではなく

「リハビリを主体的に自分からする」という**意識が重要。**

リハビリをして何かをしたい！・どこかへ行きたい！。という目的を持つようにして

主体的にリハビリができると、生活全般に体がただ動くようになるだけでなく

精神的な生きがいも生まれ、

「したいことができる」、すると**「出来るからしたくなる」。**

だから**「生きがいが持てて、リハビリをする」という好循環が生まれます。**

故に生活リハビリは心身の健全さを高められる効果も期待できます。

そこへ「通いの場？」・「通いの場」と耳鳴りがしてきていますが～～

「通いの場！」・「通いの場」と云うけれど**「通いの場」**で、何するの？。

「通いの場」でどうするの？。「通いの場」という前に何か出来ないか？と

「考える??」。

「えっ？」。という前に時間があれば「体を動かしてみる！」。「駆けあしをしてみる！」

学者の説で「人間の老化が始まる時期は、「初期は**34歳**から～」そして「**60歳歳？78歳80歳**と説かれている。

高齢者だけの問題でなく

人生の節々で、気が付いた時に体を動かし虐めてみるのも人生で必要でないかな？。

「通いの場」・「集いの場」ができる迄に

「一人でも身体を虐める事も…」

★身体に悪いのは、物を食べながら、「一日中テレビの観覧？」

◎ **20分～30分/一日**

歩いてみよう～や。

※ **一時間程度/一日**

サイクリングをしては????。

(お詫び) 今回は活字の羅列で申し訳ございません。

「通いの場」の進路をどうするのか？。県の方からは通知が出ているのに
何の通知もない？。我々はどうすればよいのか？？。

☆(6月24日午後確認=役所の方に連絡文書あり。)社協へは来てないのか？？。

文責 野々村